

北海道整形外科外傷研究会会則

1. 目的 整形外科領域における外傷に関する諸問題を研究することを目的とする。
2. 会員および入退会
正会員 日本整形外科学会会員で、外傷に興味を持ち、入会を申し出て評議員が認めたものとする。
準会員 正会員以外の医師・コメディカルとし、当会の主催する研究会への参加を認める。
退会 申し出により自由に退会出来る。また、3年以上会費未納の者は退会扱いとする。
3. 役員
本会運営に必要な名誉顧問、顧問、代表、(副代表)、評議員、庶務、会計、監事をおく。いずれも総会において選出されるものとする。代表以下の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
名誉顧問 若干名おくことが出来る。
顧問 若干名おくことが出来る。
代表(副代表) 本会を代表し、渉外ならびに研究会の運営にあたる。
評議員 20名以内とする。
評議員会に出席し、本会の運営と事業について協議する。ただし、他の役務との兼務を妨げない。会員より研究会開催のための会長を選出する。会長は、担当した研究会の会誌の作製・編集(研究会報告、質疑応答、投稿・寄稿論文)の責任を負う。
庶務およびび計 若干名おく。
会 計 本会の運営に必要な庶務会計を担当し、代表と協議して会の開催、記録等の運営雑務にあたる。
監事 2名おく。
本会の業務および財産を監査し、本会に報告する。
4. 事務局 本会代表の所在地とする。
5. 総会 毎年1回、初回の研究会に総会を行う。
正会員の3分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数を以って議決する。
6. 研究会 開催回数は、年2回とし、開催地および日時は会長に一任する。
主題 会長が決定し、その主題に沿って研究会を開催する。
会誌 研究会発表の概要を集録し、一般投稿および発表論文の投稿を掲載し、年1回正会員に配布する。
7. 会計 本会の会費その他の収入をもってあてる。
正会員は年会費8,000円とし、準会員からはその都度参加費1,000円を徴収する。
本会の会計年度は、毎年1月1日にはじまり12月31日をもって終る。
8. 会則の制定および変更 総会の出席者の3分の2以上の賛成を得て、制定または変更することができる。
本会則は平成20年8月23日より、これを施行する。